

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時55分)

受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第2号、11番 寺嶋正。件名、安心して利用できる介護保険制度を。

要旨。(1) 松田町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案はできてますか。介護保険事業の利用者、サービスの推移、第1号被保険者の保険料基準額をお伺いします。

(2) 第8期計画に合わせて行われる介護保険制度の改定内容は。重点目標の地域包括ケアシステムの充実や認知症施策などの取組を伺います。

(3) 介護サービスの利用料の引上げ、施設の食費・居住費の軽減措置の見直しなどをやめるよう国に働きかけるよう求めます。要支援1、2の訪問・通所介護のサービス切下げはしないこと。さらに、今後負担増となる保険料の軽減策などの見解をお伺いします。

第1回目は終わります。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問にお答えをさせていただきます。令和3年度から令和5年度を計画期間とする松田町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のため、現在計4回の委員会を開催し、委員の皆様にご議論、御検討いただいております。議員から頂いた素案はできたのかという御質問につきましてですが、現在策定中であり、今後、来年1月に素案を固め、パブリックコメントを得た後、議員の皆様方に御説明させていただく予定としております。現在、委員会での検討過程の中でお示しした資料の中に御質問に関する内容がございますので、傾向についてのみ御説明をさせていただきます。

まず、介護保険事業の利用者、いわゆる認定者の推移でございますが、高齢者のうち後期高齢者人口の増加に伴いまして、第8期計画期間内、令和3年度から令和5年度は増加傾向であり、後期高齢者人口の増加は、令和9年度頃まで続くと予測しております。

次に、サービスの推移でございますが、こちらも認定者数の増加に伴いまして増加傾向でございます。保険料基準額については、介護サービス費等の推移

に合わせ、今後決定していく予定でございます。

次に、2つ目の御質問にある第8期計画に合わせて行われる介護保険制度の改定内容でございますが、介護保険法第116条において、国が定めるべきとされる基本方針に7つの大きな柱が示され、その中に議員御質問の地域包括ケアシステムの充実や認知症施策がございます。地域包括ケアシステムとは、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのことを言い、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに構築するものとされており、松田町もこの実現に向け、総合計画にも位置づけ、取組を進めております。第8期計画にも引き続き取組を推進するよう明記する予定でおります。また、認知症施策への取組に関しても、認知症施策推進大綱を踏まえ、普及啓発や予防、家族支援などに取り組んでまいります。

最後に、3つ目の御質問ですが、介護サービス給付を含む制度設計については、利用者の方が安心して利用することができる仕組みであることはもちろんのこと、一方で介護に従事している方々への適切な報酬体系の維持といった様々な要素がございます。全体といたしましては、介護保険制度そのものを安定させ、持続可能なものとする必要があることから、負担と給付のバランスをどう取っていくのかを時代に合った形で制度設計を国において議論されていると考えております。町といたしましては、対象となる皆様に応じたきめ細やかなサービスが行き届くよう取り組んでまいりたいと考えております。

保険料の軽減については、昨年度より消費税増税に伴いまして、低所得者の方に対しては負担軽減措置を実施しております。来年度以降も引き続き軽減措置を適用してまいり予定でもございます。地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した多様な支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を推進する観点から、支援体制の強化、地域の特性に応じた認知症施策や、介護サービス提供体制や、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化といった課題に対して、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿って取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いを申し上げます。以上です。

11番 寺 嶋 それでは、再質問を行わせていただきます。

まず、最初の1点目ですけれども、介護保険事業の策定などの点で、回答ではですね、その素案について、来年1月に素案を固め、パブリックコメントを得た後、議員に説明をさせていただく予定であるということなんですけれども、この今後のスケジュールとしてですね、一応パブリックコメントはありますけれども、このパブリックコメントの期間というのはどのぐらいの期間を考えているでしょうか。

それから、1月に素案ということは、ある程度ですね、基本方針ができてないとですね、パブリックコメントを、意見募集をね、行うというんですけれども、どういことをね、やっぱりある程度設問といいますか、そういうのをですね、ただ単に介護保険事業をね、これからやるんですけれども、いきなり何か御意見はございませんかと言われてもですね、意見を募集するほうもね、何もたたき台ができてないのにね、そんなに意見がね、出るのかなということ。出ないと思いますけれども、こういうことではね、ですからパブリックコメントをやるにしても何らかの形でね、示していただかないといけないと思いますけれども、その辺の考え方についてお伺いします。

それで、その議員に示すにしてもですね、ある程度介護保険事業計画等策定委員会で固めてからですね、素案ですから、今度は原案というんですか、本案というんですか、こういうのを固めてからその議員にね、説明をするということだと、何月頃に大体の大まかな原案というんですか、そういうのがね、お示しいただけるのか。その辺について、まずはお伺いをしたいと思います。

福 祉 課 長 それでは、寺嶋議員の御質問にお答えをいたします。現在、町長の答弁にもございましたが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、委員会の中で4回議論をさせていただいております。予定といたしましては、12月にもう一度、1月に再度実施をする予定であります。その中で素案という形で国の示した基本指針、7つの大きな柱がございますので、それに沿った形で素案を作成をさせていただいて、それをパブリックコメントを、意見募集ということで求めるものでございます。パブコメの期間でございますが、パブコメでございますので、大体2週間から3週間ぐらいを予定をしている、現在のところ予定

をしているというところでございます。

議員の皆様方に何月頃にお示しできるのかということでございますので、パブリックコメント、素案については1月に6回目を終わった後にお示しをさせていただくというような予定でおります。以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは、おおよそね、今後のスケジュールということでは一応分かりました。

次にですね、介護保険制度の改定に当たっての、私としての問題意識なんでもございますけどもですね、回答にもありましたように、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者が増えてね、介護保険給付費も大幅増、介護保険料も増えるなど予測されます。この推計人口というんですか、2025年ごろには高齢者、高齢化率、高齢者がどのぐらい、または75歳以上、後期高齢者って言うておりますけども、その方々がね、どのぐらい率がね、増えるのか。そういう人口推計なんかはですね、やっておられますか。今後推計するのか、そういうことからですね、導かれて、介護需要等を踏まえた計画策定のこの考え方をですね、お伺いをしたいと思います。

福 祉 課 長 それではお答えをさせていただきます。人口推計につきましては、委員会の中でコーホート法という1歳刻みでですね、人口を出してございまして、その変化率を掛けた形でお出しをさせていただいております。答弁にもございましたように、第8期の中で高齢者人口は、65歳以上ですね、高齢化人口については、ほぼ横ばいになっております。ただ、ただし、後期高齢者の人口については、しばらく増加傾向が続くと。令和9年度ごろまで続くというふうに推計をさせていただいた中で、給付認定率を合わせながらですね、相応サービス給付の推計をして、現在議論をしているところでございます。

計画策定の考え方でございますが、繰り返しになりますが、国の示した基本指針に基づきまして、それを松田町の計画に反映をさせていくと、いきながら、認知症施策であるとか、地域包括ケアシステムの充実を目指していくというような考え方を基本としております。以上でございます。

11番 寺 嶋 推計ということでは、これからまたですね、お示しされた段階でまた再度検討、私も見ていきたいと思っております。

次にですね、答えはあったんですけども、地域包括ケアシステムとはということ、私もこのケアシステムと言われても、一口にと言われてもですね、なかなかちょっと理解がね、し難いんですけども、この私としての認識を言いますので、ちょっと聞いてください。地域包括ケアシステムということで、地域包括支援センターを拠点にですね、医療や地域の関係団体、機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、これが1つね、地域住民による互助や、地域の見守り等の効果的な支援が可能となるネットワークの構築を図る取り組みなどをね、こういうネットワークの構築なのかなというふうにな、認識してるんですけども、こういう捉え方としてですね、こういう認識でよろしいのかな。また、ちょっとこの辺が違ってるということであればですね、お答えを頂きたいと思います。

福祉課長 それではお答えをさせていただきます。地域包括ケアシステムの考え方でございます。今、議員がおっしゃられたように、ネットワークの構築というのが大枠でございます。ただ、そのネットワーク、一つ追加するのであれば、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される、日常生活圏域を想定しておりますので、松田町全域がそれに包括されているのかなということで、あとは足柄上地区などを一番外枠として、町を中心としてネットワークの形成をしていく。そういったその中で、医療ですとか、地域包括支援センターですとか、病院ですとか、介護施設、あとは御自身の日常生活圏というものが重なり合って、その中で要介護状態になっても生活ができるような体制というのが、すみません、ほんわりとした回答でございますが、そういうようなイメージでございます。以上です。

11番 寺嶋 まあおおよそね、分かりました。また私も勉強をね、させていただきたいと思います。

次は関連ですけども、重点事業、重点ということでは、認知症施策ということをね、取り上げさせていただきましたけども、この認知症総合支援事業としてのですね、認知症初期集中支援チーム、あるいは認知症地域支援推進員、これそれぞれの活動内容をね、お知らせいただきたいと思います。

あとは認知症サポーターの養成というんですけども、どの程度ね、行われて

いるのか。それぞれの実績等も併せてね、ぜひ御回答を頂きたいと思います。  
分かれば、分かる範囲内でお願ひします。

福 祉 課 長 認知症の初期集中支援チームから御説明をさせていただきます。地域において、やはり認知症が疑われる方がいらっしゃった場合に、その情報が町に第一報として届きます。その方を初期に、認知症の初期というイメージではなくて、我々が確知してからの短時間の間において、おおむね半年と、たしか言われておりますが、その期間内にどういうサービスをその方に提供すればいいのかというのを、町の職員であるとか、認知症サポート員等々です、民生委員等々とチームを組んで、その方に合った最適なサポート体制を確立するというものが、認知症初期集中支援チームの役割でございます。支援員もその中に入っております。

介護予防、認知症のですね、サポーター養成講座なんですけども、すみません、町の実績でございますが、今年度はすみません、第1回をですね、実は先週の日曜日の日に店屋場の自治会のほうと協力をして、約30名程度を、参加を頂いているというような報告を受けております。

すみません。松田町のサポーター数についてはですね、ちょっと参考で、申し訳ございません。ちょっとその数字を今、持ち合わせてございません。申し訳ございません。

1 1 番 寺 嶋 ありがとうございます。それでは次にですね、3点目のこの保険料の、まず最初にこのサービス、まずですね、前期7期については、利用料が一定程度所得のある人が1割、原則1割負担からね、2割、3割ということで、利用料が引き上げられましたよね。今後、それからさらにこれから、私がちょっと聞いた範囲内では、今度は高額介護サービス費、これは今までは上限、この上限なんですけどもね、今までは4万4,400円、1か月ね、4万4,400円ということだと思いましたが、今度は年収が770万円以上になるとね、この9万3,000円とか、結構大幅に上限が上がってね、負担が相当重くなるような話も聞いておりますけども、こういうようなことはですね、やっぱりあまりよろしくないもので、これはどういうふうになっておりますでしょうか。お伺いをいたします。

福 祉 課 長 高額サービス等の上限等につきましては、国のほうで定めてくるものでござ

いますので、現在のところまだ確定の情報が入っていないというところがございます。今後、国のほうからですね、示された金額に応じて設定をしていく、準じて設定をしていくというような形になると思います。以上です。

11番 寺 嶋 それでは次に、介護保険料の軽減策ということでね、一応低所得者に対してはね、対策はありますけどもですね、まだね、8期の保険料が具体的にまだ素案が示されてないので、何とも言い難いんですけども。今期までの7期を例にとりますと、現在1号被保険者の基準額、保険料の基準額が5,100円ということなんですけどもね。7期におきましては、伸び率が10.9%、約500円、1か月ね、上がったわけですね。それで、今後のことはまだお示しできないんですけども、今後ですね、介護保険サービス利用者が増えたり、介護給付費が伸びた場合には、保険料が高くなることが予測されます。まず保険料の負担軽減を図るということではね、やっぱり急激にこの保険料負担が、負担増にならないように、やっぱり大幅にね、保険料が上がらないように配慮することが大事だと思いますけども、この今後の、まだ何とも言い難いんですけども、この保険料についての大幅負担増をなくすことについての考え方をお伺いをいたします。

福 祉 課 長 それではお答えいたします。現在、介護保険料として、基準額、月額5,100円で、年額6万1,200円と。第8期の計画については、議員もおっしゃられるようにまだ策定中でございますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、やはり保険料でございますので、サービスとのバランスを見ながら、最終的には介護保険事業会計の運営を適切なものにしていくために、設定をしていきたいというふうに考えております。一方で、やはり健康な人を増やすことで、サービス給付費そのものを抑えるというアプローチも必要でございますので、そこら辺のバランスを見ながら、我々としても、町としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

11番 寺 嶋 おおよそ私が聞きたいこと、以上であります。どうもありがとうございました。これからもですね、安心できる介護保険制度をですね、町としてもぜひ築いていただきたいということをね、要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議

長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。  
録画の操作の間、少々お待ちください。